

越前市の会計における健全化判断基準等の適用範囲

一般会計等	一般会計		
	一般会計等に属する特別会計		霊園事業 ガス事業清算
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		
	国民健康保険		
	老人保健		
	駐車場		
	介護保険		
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業
		法適用企業	工業用水道事業
	公営企業に係る会計 (地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第37条の事業)	法非適用企業	簡易水道事業
			下水道事業
			農業集落排水事業
			林業集落排水事業
			今立工業団地事業
			今立工業団地事業

一部事務組合・広域連合

土地開発公社・第3セクター等

